法規的告示

○内閣府告示第十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の内閣総理大臣が指定する地域（平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
都道府県名 ／ 市町村名	都道府県名 ／ 市町村名
［略］	［同上］
兵庫県 ／ 西宮市	［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○こども家庭庁文部科学省告示第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）附則第二項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域（平成三十年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十八日

内閣府
こども家庭庁長官　渡辺由美子
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
都道府県名 ／ 市町村名	都道府県名 ／ 市町村名
［略］	［同上］
兵庫県 ／ 西宮市	［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）別表第一の二の二の規定に基づき、防炎性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和四十八年消防庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三　洗たくの方法	第三　洗たくの方法
洗たくの方法は、水洗い洗たく及びドライクリーニングによる方法とし、次に掲げるところによらなければならない。	［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　水洗い洗たくは、次の㈠に定める洗たく機等（水洗い洗たく機、脱水機及び乾燥機をいう。以下同じ。）を用い、次の㈡に定める洗たく方法により行うこと。ただし、これらによる方法と同等以上の洗たく性能を有する方法により行う場合は、この限りでない。	二　［同上］
［㈠　略］	［㈠　同上］
㈡　洗たく方法	㈡　洗たく方法
イ　温水（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）K〇一〇二―三（工業用水・工場排水試験方法―第三部：金属）に定める全硬度の測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が五ミリグラム毎リットル以下のものに限る。以下同じ。）一リットル当たり日本産業規格K三三〇三（粉末洗濯石けん）に定める無添剤の粉末洗たく石けん一グラムの割合で混入した液（以下「洗たく液」という。）を、洗たく槽に十四センチメートルの深さになるまで入れること。	イ　温水（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）K〇一〇一（工業用水試験方法）に定める全硬度の測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が五ミリグラム毎リットル以下のものに限る。以下同じ。）一リットル当たり日本産業規格K三三〇三（粉末洗濯石けん）に定める無添剤の粉末洗たく石けん一グラムの割合で混入した液（以下「洗たく液」という。）を、洗たく槽に十四センチメートルの深さになるまで入れること。
［ロ～ヘ　略］	［ロ～ヘ　同上］
［三　略］	［三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第三百九十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千百五十四号（農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。